

## 議案第 57 号

### 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 9 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

#### 提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）の施行により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴う、印鑑登録事務処理要領の一部改正に基づき、所要の改正を行うもの。

## 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

長与町印鑑条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の」を「本町が備える」に改める。

第4条第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第3項中「磁気媒体等（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第2号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第2項中「磁気媒体等」を「磁気ディスク」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。